広川町ものづくり研究所（Hodoku）使用に関する留意事項について

広川町ものづくり研究所（Hodoku）の使用にあたっては、広川町ものづくり研究所設置条例（以下、「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、事前に申請いただいて、町の審査を経たうえで、使用許可を受けていただく必要があります。

１．使用の条件

1-1. 使用可能日について

Hodoku は、町が取り組む農産物ブランド化や地域の活性化を図る事業を優先して使用していますので、それらの事業で使用していない日のみ申請を受け付けます。そのため、ひろかわ新編集ホームページ（https://hirokawa-newedition.org/hodoku/）に掲載しているカレンダーで空き日程をご確認いただき、ご希望の日程を調整してください。

1-2. 使用目的

条例では、Hodoku の設置趣旨が定められていますので、その使用目的が適当であるかどうかを条例に照らして審査します。申請書に記入いただく「使用目的」により、適合しているかどうかを審査しますので、できるだけ詳しくご記入ください。

（条例）
第１条　広川町の農産物や伝統工芸等の地域資源に係る知識、高度な技術や技能をもとに、新たな価値や産業の創造を図るために行う研究活動の拠点として、広川町ものづくり研究所を設置する。
第３条　研究所は、次の事業を行う。
(1)　ものづくりに関する研究活動の場の提供と研究者間の交流の促進に関すること。
(2)　ものづくりに関する講習等の実施に関すること。
(3)　ものづくりに関する研究成果の公表に関すること。
(4)　その他町長が必要と認めること。

1-3. 禁止事項及び遵守事項

条例及び規則には、Hodoku を使用するにあたり、禁止している事項及び守っていただきたい事項を定めています。申請前に、以下に示す内容に抵触していないか、必ず確認してください。

（条例）
第５条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研究所の使用を禁止することができる。
(1)　その使用が他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがあると認められるとき。
(2)　その使用が研究所の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
(3)　研究所の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
(4)　前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。

（規則）
第８条　研究所の利用者は、施設及び設備等を汚損、損壊することのないよう十分注意を払うとともに、次の事項を遵守しなければならない。
(1)　危険、不潔な物品及び動物(盲導犬、介助犬、聴導犬等を除く。)を持ち込まないこと。
(2)　許可なく印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布しないこと。
(3)　所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
(4)　許可なく寄付金等の募集、物品の販売又は飲食の提供を行わないこと。
(5)　使用後の清掃及び整頓を行うこと。
(6)　その他管理上の必要な指示に従うこと。

２．使用許可申請の手順

2-1. 申請

ひろかわ新編集ホームページ（https://hirokawa-newedition.org/hodoku/）から、「様式第１号広川町ものづくり研究所（Hodoku）使用申請書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、メールに添付するか、ファックスで広川町役場産業振興課へ送信してください。

2-2. 許可

広川町で内容を審査した後、使用を許可する場合は、会場責任者に連絡します。鍵の受け渡し及び使用料等納付通知書の収受は、広川町役場で行いますので、開庁時間のうち指定する時間に来庁ください。

2-３．使用料等

使用料及び光熱水費負担金は、月額もしくは日割り計算で規定されているため、使用時間に関わらず、日単位でお支払いいただきます。なお、使用可能時間帯は、午前８時30 分から午後 10 時までです。

（使用料計算の例）
使用日時：4 月 10 日の場合
A.　使用料 20,000 円×1 日÷30 日＝670 円
B.　光熱水費負担額 10,000 円×1 日÷30 日＝340 円
合計（A＋B）1,010 円（使用料、光熱水費ともに 10 円未満四捨五入）

３．使用の手順

扉鍵のほかに警備ロックの解除が必要になります。使用後は、警備開始設定及び清掃も行っていただきます。詳しくは、使用許可後、鍵の受け渡し及び使用料等の収受の際に係が説明します。なお、鍵の返却についても、役場までおいでいただきます。

４．その他

活動内容によっては、使用許可にあたり、別途条件を付すこともあります。